

市川市指定介護サービス事業者 各位

市川市介護保険課

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業に
要する費用の額及び規則第3条第3項の第1号事業支給費の額等の算定に関する
基準の趣旨及び内容について

日頃より本市の福祉行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第1号イ及び同項第3号イ並びに市川市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成28年規則第12号）第3条第2項及び第3項に規定する基準等については、市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額及び規則第3条第3項の第1号事業支給費の額等の算定に関する基準（以下「総合事業報酬基準」という。）を平成29年3月1日より施行しており、事業者各位におかれましては、総合事業報酬基準を遵守した運営をして頂いているところではございますが、総合事業報酬基準の趣旨及び内容（独自基準を除く）については、下記の厚生労働省発出の通知に準じた取り扱いをして頂くようよろしくお願い申し上げます。

記

1 厚生労働省発出の通知

介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和6年3月15日老認発0315第5号）

2 対象事業者

- ・市川市指定第1号訪問事業者（介護予防訪問型サービス事業）
- ・市川市指定第1号通所事業者（介護予防通所型サービス事業、基準緩和通所型サービス事業）

【お問い合わせ先】

〒272-8501

市川市八幡1-1-1 市川市福祉部介護保険課 施設グループ

Tel047-712-8548（直通） Fax047-712-8741